

愛司発第94号
令和2年6月11日

各 位

愛媛県司法書士会
会長 光 田 正

事務局入室制限の解除のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、愛媛県が設定する警戒レベルが縮小期に移行中であることや県内の感染者囲い込みが適切に行われ市中感染の兆候も見られないことから、感染防止のため4月17日から実施していましたが一般市民の方の事務局入室制限について、令和2年6月8日より解除いたしましたのでお知らせします。

なお、事務局入室の際は、感染拡大防止のため引き続き下記とおりが協力をお願いします。

感染者が減少傾向とはいえ、感染第二波の懸念もあります。
引き続き感染予防に万全を期して頂きますようお願いいたします。

記

事務局入室の際のお願い

- ・マスクの着用
- ・手指の消毒（入口備付のアルコール消毒液で消毒して下さい）
- ・飛沫感染予防のためカウンターに設置した透明アクリル板を介して対応します

次の方は入室をご遠慮ください

- ・新型コロナウイルス陽性者又はその者と濃厚接触した者
- ・発熱や風邪等の症状又は倦怠感のある者